

在宅医療連携推進非常勤嘱託員取扱要綱

平成25年3月14日付24川健医第1397号局長決裁

最終改正 平成30年5月23日付30川健地推第396号局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領第26条第1項の規定に基づき、健康福祉局地域包括ケア推進室（以下「地域包括ケア推進室」という。）における在宅医療連携推進業務に従事する非常勤嘱託員（以下「嘱託員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 嘱託員は、次の各号に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 在宅医療連携推進業務に関すること。
- (2) その他地域包括ケア推進室担当課長が必要と認めたこと。

(定数)

第3条 嘱託員の定数は、1人とする。

(身分)

第4条 嘱託員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定されている非常勤職員とする。

(任用)

第5条 嘱託員は、地域包括ケア推進室長が選考の上、総務企画局人事部長の合議を経て、市長が任命する。

2 嘱託員の任用の期間は、原則として1年以内とする。

3 嘱託員の任用に際しては、その者に対して任用期間、報酬及び勤務時間その他の任用条件を明示しなければならない。

第5条の2 前条第1項の選考に当たっては公募を行うこととする。ただし、川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱（4川総雇第73号。以下同じ。）の適用を受ける嘱託員については、この限りではない。

（任用の更新）

第6条 市長は、任用期間内の勤務成績が良好である嘱託員について、その任用期間を4回に限り更新することができる。ただし、川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱の適用を受ける嘱託員については、満65歳に達した日以後における更新はできない。

2 前項の場合において、更新回数が上限に達した嘱託員について、第5条第1項の規定による選考を経た上で再度の任用をすることを妨げるものではない。

3 川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱の適用を受ける嘱託員については、市長が特に必要であると認めるときは、第1項の規定にかかわらず任用期間を満了した嘱託員の任用期間を更新することができる。

（退職）

第7条 嘱託員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- （1）任用期間が満了した日
- （2）退職を願い出て承認があった日
- （3）死亡したとき。

（解雇）

第8条 市長は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- （1）勤務成績が良くないとき。
- （2）心身の故障により、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない

とき。

(3) その他、その職に必要な適格性を欠くとき。

(勤務日又は勤務時間等)

第9条 嘱託員の勤務日は、月曜日から日曜日のうち所属長が指定した週4日とし、勤務時間は、原則として午前8時45分から午後5時までとする。ただし、所属長が必要と認めるときは、午後1時から午後9時15分までに変更することができる。

2 嘱託員の休憩時間は、正午から午後1時までとする。ただし、前項により勤務時間を変更したときは、午後5時から午後6時までとする。

(休日)

第10条 嘱託員の休日は、正規職員の例による。

(年次有給休暇)

第11条 嘱託員に対して、別表第1に掲げる区分に応じた年次有給休暇を付与することができる。ただし、4月1日から翌年3月31日までの期間（以下「会計年度」という。）の途中で任用された嘱託員については、その会計年度内における任用期間に応じて別表第2に規定する日数を付与することができる。

2 年次有給休暇は、原則として1日単位での付与とするが、所属長が業務に支障がないと認めた場合は、半日又は1時間を単位として付与することができる。半日単位の年次有給休暇は、1日の勤務時間の半分に相当する時間で区分し、2回をもって1日の年次有給休暇とする。1時間単位の年次有給休暇は、1日の勤務時間をもって1日の年次有給休暇とする。

3 第6条の規定に基づき、任用期間の更新又は再度の任用をされた場合において、前年度（直近1年度に限る。）に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

(特別休暇)

第12条 嘱託員に対して、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

(育児休業)

第13条 嘱託員は、市長の承認を受けて、当該嘱託員の子を養育するため、育児休業をすることができるものとし、その他の要件については川崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年川崎市条例第2号）における非常勤職員の例による。

(部分休業)

第14条 市長は、嘱託員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該嘱託員がその子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことを承認することができるものとし、その他の要件については川崎市職員の育児休業等に関する条例における非常勤職員の例による。

(報酬)

第15条 嘱託員には、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

2 第1種報酬の額は、月額208,400円とする。

3 第2種報酬の額は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領第17条第3項及び第5項に定めるところによる。

4 前各号に規定する第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬)

第16条 嘱託員が月に中途において任用された場合の当該月の第1種報酬の額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に1日

の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に、第18条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を、前条第2項の第1種報酬月額から減額する。

2 嘱託員が月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に、第18条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を、前条第2項の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給する。

(報酬の減額)

第17条 嘱託員が勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1時間につき、次条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬を支給する。

(勤務1時間当たりの報酬額)

第18条 嘱託員の勤務1時間当たりの第1種報酬額は1,658円とする。

(費用弁償)

第19条 嘱託員がその職務のために出張するときは、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和37年川崎市規則第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(社会保険の適用)

第20条 嘱託員に対する社会保険の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第21条 嘱託員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年川崎市条例第35号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによる。

2 嘱託員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

(健康診断)

第22条 嘱託員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(定めのない事項)

第23条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）、その他関係法令の定めるところによる。

(委任)

第24条 この要綱の施行について必要な事項は、その都度健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成30年6月1日から施行する。

別表第1（第11条関係）

項目	勤続年数ごとの休暇日数				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
付与日数	7日	8日	9日	10日	12日
	13日	15日	15日	15日	15日

備考 従前の任用から引き続いて再度の任用をされた嘱託員については、再度の任用以後の勤務年数に応じてこの表を適用するものとし、それぞれ下段の休暇日数を付与するものとする。

別表第2（第11条関係）

項目	任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの休暇日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間
付与日数	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日